

(平成二十一年及び平成二十二年に土地等の先行取得をした場合の譲渡所得の課税の特例)

第三十七条の九の五 不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき業務を行う個人が、平成二十一年一月一日から平成二十二年十二月三十一日までの間に、国内にある土地又は土地の上に存する権利(所得税法第二条第一項第十六号に規定する棚卸資産その他これに準ずる資産で政令で定めるものを除く。以下この項において「土地等」という。)の取得(当該個人の配偶者その他の当該個人と政令で定める特別の関係がある者からの取得並びに相続、遺贈、贈与及び交換によるもの、所有権移転外リース取引によるものその他政令で定めるものを除く。以下この項、第六項及び第八項において同じ。)をし、かつ、当該取得をした日の属する年の翌年三月十五日までに、当該取得をした土地等(以下この項及び第八項において「先行取得土地等」という。)につきこの項の規定の適用に係るものである旨その他財務省令で定める事項を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出した場合において、当該取得をした日の属する年の十二月三十一日後十年以内に、当該個人の所有する他の土地等(事業の用に供しているものに限る。以下この項、次項及び第五項において「事業用土地等」という。)の譲渡(譲渡所得の基因となる不動産等の貸付けを含むものとし、第三十三条から第三十三条の三までの規定に該当するも

の、第三十五条の二、第三十七条、第三十七条の七及び第三十七条の九の二の規定の適用を受けるもの並びに同法第五十八条第一項の規定の適用を受ける交換その他政令で定める交換によるものを除く。以下この項及び次項において同じ。）をしたときは、当該事業用土地等に係る利益金額（当該事業用土地等の当該譲渡による収入金額から当該事業用土地等の取得価額（当該譲渡に要した費用の額がある場合には、当該費用の額を加算した金額）を控除した残額をいい、当該譲渡をした日の属する年中に二以上の事業用土地等の譲渡が行われた場合には、これらの事業用土地等に係る当該残額の合計額をいう。）から当該利益金額の百分の八十（先行取得土地等（当該譲渡をした日の属する年の前年以前において第五項の規定の適用を受けた先行取得土地等のうち、当該譲渡をした日の属する年の取得価額が零であるものを除く。）であつて、その年の十二月三十一日（その者が死亡した日の属する年にあつては、その死亡の日）において当該個人が有するもの（以下この条において「対象先行取得土地等」という。）が平成二十二年一月一日から同年十二月三十一日までの間に取得をされたもののみである場合には、百分の六十）に相当する金額（当該金額が当該譲渡をした日の属する年の対象先行取得土地等の取得価額（当該対象先行取得土地等が二以上ある場合には、これらの対象先行取得土地等の取得価額の合計額）

を超える場合には、当該取得価額に相当する金額。第五項において「繰延利益金額」という。）を控除した金額に相当する金額を当該事業用土地等の当該譲渡による譲渡所得の金額として、第三十一条又は第三十二条の規定を適用する。

2 前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする者の同項の譲渡をした日の属する年分の確定申告書に、同項の規定の適用を受けようとする旨の記載があり、かつ、同項に規定する事業用土地等の譲渡による譲渡所得の金額、当該譲渡をした事業用土地等の譲渡価額及び対象先行取得土地等の取得価額の明細書の添付がある場合に限り、適用する。

3 税務署長は、第一項の届出書の提出がなかつた場合又は前項の記載若しくは添付がない確定申告書の提出があつた場合においても、その提出又は記載若しくは添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該届出書並びに当該記載をした書類及び同項の明細書の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。同項の規定の適用を受ける者が確定申告書を提出しなかつた場合において、税務署長がその提出がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときも、同様とする。

4 第三十三条第六項の規定は、第二項に規定する確定申告書を提出する者について準用する。この場合において、同条第六項中「代替資産」とあるのは、「対象先行取得土地等」と読み替えるものとする。

5 第一項の規定の適用を受けた者がその適用を受けた年（以下この項及び次項において「適用年」という。）において有する対象先行取得土地等につき当該適用年の翌年以後に第一項の規定の適用を受ける場合における当該対象先行取得土地等の取得価額は、当該適用年の取得価額から同項の規定の適用を受けた事業用土地等の繰延利益金額に相当する金額（当該適用年においてこの項の規定の適用を受ける対象先行取得土地等が二以上ある場合であつて、当該繰延利益金額に相当する金額のうちに他の対象先行取得土地等に係るこの項の規定の適用を受ける部分がある場合には、当該他の対象先行取得土地等の当該適用年の取得価額（他の対象先行取得土地等が二以上ある場合には、その合計額）に相当する金額を控除した金額）を控除した残額とする。

6 前項の場合において、当該適用年において平成二十一年対象先行取得土地等（対象先行取得土地等のうち平成二十一年一月一日から同年十二月三十一日までの間に取得をしたものをいう。以下この項において同じ。）と平成二十二年対象先行取得土地等（対象先行取得土地等のうち平成二十二年一月一日か

ら同年十二月三十一日までの間に取得をしたものをいう。)とがある場合には、まず平成二十一年対象
先行取得土地等につき前項の規定を適用する。

7 対象先行取得土地等で第五項の規定の適用を受けるものは、第三十七条第三項に規定する取得をした
資産に該当しないものとする。

8 第一項の規定の適用を受けた者の先行取得土地等(第五項の規定の適用を受けたものに限る。)のそ
の取得の日以後その譲渡(譲渡所得の基因となる不動産等の貸付けを含む。)、相続、遺贈又は贈与が
あつた場合に譲渡所得の金額を計算するときにおける当該先行取得土地等の取得価額は、第五項の規定
により計算した金額とする。

9 第二項から第七項までに定めるもののほか、第一項及び前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令
で定める。

第三十七条の十の二の見出し中「特定管理株式」を「特定管理株式等」に改め、同条第一項中「が株
式」を「)又は特定保有株式(平成二十一年一月四日において特定管理株式であつた株式で同年一月五日
に特定管理口座から払い出されたもののうち同日以後当該株式と同一銘柄の株式の取得及び譲渡をしてい

ないものであることにつき財務省令で定めるところにより証明がされたものをいう。以下この項において同じ。）が株式」に改め、「は当該特定管理株式」の下に「又は特定保有株式」を加え、同項第一号中「特定管理株式」の下に「又は特定保有株式」を加える。

第三十八条第一項中「支払」の下に「又は交付」を加え、同条第二項中「対価の支払」の下に「（同項に規定する支払をいう。以下この項において同じ。）」を加え、「同項に」を「同条第二項に」に改め、同条に次の一項を加える。

3 所得税法第二百二十四条の三第四項に規定する株式等証券投資信託、非公社債等投資信託若しくは特定受益証券発行信託でその受益権が第三十七条の十一の三第二項に規定する上場株式等に該当するもの（以下この条において「上場投資信託等」という。）の終了若しくは一部の解約又は特定受益証券発行信託に係る信託の分割により交付を受ける償還金等（同法第二百二十四条の三第四項に規定する償還金等をいう。以下この条において同じ。）を当該上場投資信託等の配当等（同法第二十四条第一項に規定する配当等をいう。）に係る第九条の三の二第一項に規定する支払の取扱者を通じて交付を受ける場合には、当該支払の取扱者を当該上場投資信託等の償還金等に係る同法第二百二十四条の三第四項及び第

二百二十五条第一項第十号の交付をする者とみなして、これらの規定を適用する。

第四十条の四の前の見出しを「（居住者に係る特定外国子会社等の課税対象金額の総収入金額算入）」に改め、同条第一項中「その未処分所得の金額から留保したものとして、政令で定めるところにより、当該未処分所得の金額につき当該未処分所得の金額に係る税額及び法人税法第二十三条第一項第一号に規定する剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配（以下この項及び次項において「剰余金の配当等」という。）の額に関する調整を加えた金額（以下この条において「適用対象留保金額」という。）を有する場合には、その適用対象金額」を「適用対象金額」に、「剰余金の配当等、」を「剰余金の配当等（法人税法第二十三条第一項第一号に規定する剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配をいう。以下この項及び次項において同じ。）」に、「課税対象留保金額」を「課税対象金額」に改め、同条第二項中「前項及びこの項」を「この条」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 適用対象金額 特定外国子会社等の各事業年度の決算に基づく所得の金額につき法人税法及びこの法律による各事業年度の所得の金額の計算に準ずるものとして政令で定める基準により計算した金額

(以下この号において「基準所得金額」という。)を基礎として、政令で定めるところにより、当該各事業年度開始の日前七年以内に開始した各事業年度において生じた欠損の金額及び当該基準所得金額に係る税額に関する調整を加えた金額をいう。

第四十条の四第三項中「第一項の規定の適用については、同項」を「適用対象金額の計算については、前項第二号」に改め、同条第四項中「適用対象留保金額」を「適用対象金額」に改める。

第四十条の五第一項及び第二項を次のように改める。

居住者が当該居住者に係る特定外国子会社等から受ける剰余金の配当等（所得税法第二十四条第一項に規定する剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配をいう。以下この条及び次条において同じ。）の額がある場合には、当該剰余金の配当等の額のうち当該特定外国子会社等に係る次に掲げる金額の合計額に達するまでの金額は、当該居住者の当該剰余金の配当等の額の支払を受ける日の属する年分の当該特定外国子会社等から受ける剰余金の配当等の額に係る配当所得の金額の計算上控除する。

一 特定外国子会社等に係る課税対象金額で居住者が当該特定外国子会社等から剰余金の配当等の額の支払を受ける日の属する年分において前条第一項の規定により当該年分の雑所得の金額の計算上総収

入金額に算入されるものうち、当該居住者の有する当該特定外国子会社等の直接保有の株式等の数（居住者が有する外国法人の株式の数又は出資の金額をいう。次号において同じ。）に対応する部分の金額として政令で定める金額

二 特定外国子会社等に係る課税対象金額で居住者が当該特定外国子会社等から剰余金の配当等の額の支払を受ける日の属する年の前年以前三年内の各年分において前条第一項の規定により当該各年分の雑所得の金額の計算上総収入金額に算入されたものうち、当該居住者の有する当該特定外国子会社等の直接保有の株式等の数に対応する部分の金額として政令で定める金額（当該各年分において当該特定外国子会社等から受けた剰余金の配当等の額（この項の規定の適用を受けた部分の金額に限る。以下この号において同じ。）がある場合には、当該剰余金の配当等の額に相当する金額を控除した残額。以下この条において「課税済金額」という。）

2 前項の規定は、課税済金額に係る年のうち最も古い年以後の各年分の確定申告書を連続して提出している場合であつて、当該各年分の確定申告書に当該課税済金額に関する明細書の添付があり、かつ、同項に規定する年分の確定申告書に、同項の規定による控除を受ける金額についてのその控除に関する記

載並びに当該金額及び同項に規定する特定外国子会社等から受ける剰余金の配当等の額に係る配当所得の金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該金額として記載された金額に限るものとする。

第四十条の五第三項を削り、同条第四項中「第一項若しくは第二項の規定による控除を受けようとする年分」を「前項」に、「当該控除をされるべきこととなる金額」を「第一項の規定による控除をされるべきこととなる金額若しくは課税済金額」に改め、「又は第二項」を削り、同項を同条第三項とする。

第四十条の六中「配当等の額」を「剰余金の配当等の額」に改める。

第二章第四節の二第二款を削る。

第四十条の十の前の見出しを「（特殊関係株主等である居住者に係る特定外国法人の課税対象金額の総収入金額算入）」に改め、同条第一項中「外国法人（以下この款）」を「外国法人（以下この項及び第七項）」に、「その未処分所得の金額から留保したものとして、政令で定めるところにより、当該未処分所得の金額につき当該未処分所得の金額に係る税額及び法人税法第二十三条第一項第一号に規定する剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配（以下この項において「剰余金の配当等」という。）の額に関する

調整を加えた金額（以下この条において「適用対象留保金額」という。）を有するときは、その適用対象留保金額」を「適用対象金額を有するときは、その適用対象金額」に、「剰余金の配当等、」を「剰余金の配当等（法人税法第二十三条第一項第一号に規定する剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配をいう。）」に、「課税対象留保金額」を「課税対象金額」に改め、同条第二項第三号を次のように改める。

三 適用対象金額 特定外国法人の各事業年度の決算に基づく所得の金額につき法人税法及びこの法律による各事業年度の所得の金額の計算に準ずるものとして政令で定める基準により計算した金額（以下この号において「基準所得金額」という。）を基礎として、政令で定めるところにより、当該各事業年度開始の日前七年以内に開始した各事業年度において生じた欠損の金額及び当該基準所得金額に係る税額に関する調整を加えた金額をいう。

第四十条の十第三項中「第一項の規定の適用については、同項」を「適用対象金額の計算については、前項第三号」に改め、同条第四項中「適用対象留保金額」を「適用対象金額」に改め、同条第八項中「第四十条の十二」を「第四十条の九」に改め、第二章第四節の二第三款中同条を第四十条の七とし、同条の

次に次の一条を加える。

第四十条の八 特殊関係株主等である居住者が当該居住者に係る特定外国法人から受ける剰余金の配当等

(所得税法第二十四条第一項に規定する剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配をいう。以下この条及び次条において同じ。)の額がある場合には、当該剰余金の配当等の額のうち当該特定外国法人に係る次に掲げる金額の合計額に達するまでの金額は、当該居住者の当該剰余金の配当等の額の支払を受ける日の属する年分の当該特定外国法人から受ける剰余金の配当等の額に係る配当所得の金額の計算上控除する。

一 特定外国法人に係る課税対象金額で特殊関係株主等である居住者が当該特定外国法人から剰余金の配当等の額の支払を受ける日の属する年分において前条第一項の規定により当該年分の雑所得の金額の計算上総収入金額に算入されるものうち、当該居住者の有する当該特定外国法人の直接保有の株式等の数(第四十条の五第一項第一号に規定する直接保有の株式等の数をいう。次号において同じ。)に対応する部分の金額として政令で定める金額

二 特定外国法人に係る課税対象金額で特殊関係株主等である居住者が当該特定外国法人から剰余金の

配当等の額の支払を受ける日の属する年の前年以前三年内の各年分において前条第一項の規定により当該各年分の雑所得の金額の計算上総収入金額に算入されたものうち、当該居住者の有する当該特定外国法人の直接保有の株式等の数に対応する部分の金額として政令で定める金額（当該各年分において当該特定外国法人から受けた剰余金の配当等の額（この項の規定の適用を受けた部分の金額に限る。以下この号において同じ。）がある場合には、当該剰余金の配当等の額に相当する金額を控除した残額。以下この条において「課税済金額」という。）

2 前項の規定は、課税済金額に係る年のうち最も古い年以後の各年分の確定申告書を連続して提出している場合であつて、当該各年分の確定申告書に当該課税済金額に関する明細書の添付があり、かつ、同項に規定する年分の確定申告書に、同項の規定による控除を受ける金額についてのその控除に関する記載並びに当該金額及び同項に規定する特定外国法人から受ける剰余金の配当等の額に係る配当所得の金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該金額として記載された金額に限るものとする。

3 税務署長は、前項の確定申告書の提出がなかつた場合又は第一項の規定による控除をされるべきこと

となる金額若しくは課税済金額の全部若しくは一部についての前項の記載若しくは明細書の添付がない確定申告書の提出があつた場合においても、その提出又は記載若しくは添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、同項の記載をした書類及び同項の明細書の提出があつた場合に限る。同項の記載又は明細書の添付がなかつた金額につき第一項の規定を適用することができる。

第四十条の十一を削る。

第四十条の十二中「第四十条の十第一項」を「第四十条の七第一項」に、「配当等の額」を「剰余金の配当等の額」に改め、同条を第四十条の九とする。

第二章第四節の二第三款を同節第二款とする。

第四十一条第一項中「第九項」を「第十四項」に、「この項において同じ」を「この項及び第五項において同じ」に、「供している家屋」を「供する家屋」に、「第四項及び」を「第四項、第十四項及び」に、「平成九年一月一日から平成二十年十二月三十一日まで」を「平成十一年一月一日から平成二十五年十二月三十一日まで」に、「次項から第四項まで、第六項」を「次項から第五項まで、第七項」に、「六年間」を「十年間」に、「十五年間とし、居住日が平成十三年七月一日から同年十二月三十一日までの期

間（次項及び次条において「平成十三年後期」という。）内の日である場合又は居住日の属する年が平成十四年から平成二十年までの各年である場合には十年間とする。」を「十五年間」に改め、「次項、第三項」の下に「第五項」を加え、同条第二項第一号を削り、同項第二号を同項第一号とし、同項第三号中「平成十三年後期」を「平成十三年七月一日から同年十二月三十一日までの期間（次条において「平成十三年後期」という。）」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号を同項第三号とし、同項第五号から第七号までを一号ずつ繰り上げ、同項に次の四号を加える。

七 居住年が平成二十一年又は平成二十二年である場合 その年十二月三十一日における住宅借入金等の金額の合計額（当該合計額が五千万円を超える場合には、五千万円）の一パーセントに相当する金額

八 居住年が平成二十三年である場合 その年十二月三十一日における住宅借入金等の金額の合計額（当該合計額が四千万円を超える場合には、四千万円）の一パーセントに相当する金額

九 居住年が平成二十四年である場合 その年十二月三十一日における住宅借入金等の金額の合計額（当該合計額が三千万円を超える場合には、三千万円）の一パーセントに相当する金額

十 居住年が平成二十五年である場合、その年十二月三十一日における住宅借入金等の金額の合計額（当該合計額が二千万円を超える場合には、二千万円）の一パーセントに相当する金額

第四十一条第三項中「六年間」を「十年間」に、「十五年間」とし、居住日が平成十三年七月一日から同年十二月三十一日までの期間（次項及び次条において「平成十三年後期」という。）内の日である場合又は居住日の属する年が平成十四年から平成二十年までの各年である場合には十年間とする。」を「十五年間」に、「第七項中「同項に規定する六年間」とあり、第八項中「第一項に規定する六年間」とあり、及び第九項」を「第八項中「第一項に規定する十年間」とあるのは「十五年間」と、第九項中「第一項に規定する十年間」とあるのは「十五年間」と、「同項」とあるのは「第一項」と、第十一項及び第十四項」に、「六年間を」を「十年間を」に改め、同条第十六項を同条第二十一項とし、同条第十二項から第十五項までを五項ずつ繰り下げ、同条第十一項中「第九項」を「第十一項」に改め、「適用する」の下に「ことができる。同項の規定の適用を受ける者が確定申告書を提出しなかつた場合において、税務署長がその提出がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときも、同様とする」を加え、同項を同条第十三項とし、同項の次に次の三項を加える。

14 居住者が、住宅の取得等又は認定長期優良住宅の新築等をし、かつ、当該住宅の取得等をした第一項の居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）又は当該認定長期優良住宅の新築等をした家屋を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合において、当該居住の用に供した日以後その年（以下この項及び次項において「当初居住年」という。）の十二月三十一日までの間に、その者に係る給与等の支払者からの転任の命令に伴う転居その他これに準ずるやむを得ない事由に基因してこれらの家屋（当該増改築等をした家屋については、当該増改築等に係る部分。以下この項において同じ。）をその者の居住の用に供しなくなつた後、当初居住年の翌年以後これらの家屋を再びその者の居住の用に供したときは、第一項に規定する居住年以後十年間（同項に規定する十年間をいう。）の各年のうち、その者がこれらの家屋を再び居住の用に供した日の属する年（その年において、これらの家屋を賃貸の用に供していた場合には、その年の翌年）以後の各年（同日以後その年の十二月三十一日（その者が死亡した日の属する年又はこれらの家屋が災害により居住の用に供することができなくなつた日の属する年にあつては、これらの日）まで引き続きその居住の用に供している年に限る。）は、同項に規定する適用年とみなして、同項の規定を適用することがで

きる。

15 前項の規定は、同項の居住者が、同項の規定の適用を受ける最初の年分の確定申告書に、同項の規定により第一項の規定の適用による控除を受ける金額についてのその控除に関する記載があり、かつ、当該金額の計算に関する明細書、前項の家屋を当初居住年において居住の用に供していたことを証する書類、当該家屋を再びその居住の用に供したことを証する書類、登記事項証明書その他の財務省令で定める書類（次項において「再居住等に関する証明書類」という。）の添付がある場合に限り、適用する。

16 税務署長は、確定申告書の提出がなかつた場合又は前項の記載若しくは再居住等に関する証明書類の添付がない確定申告書の提出があつた場合においても、その提出又は記載若しくは添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類及び再居住等に関する証明書類の提出があつた場合に限り、第十四項の規定を適用することができる。

第四十一条第十項を同条第十二項とし、同条第九項中「支払をする者」の下に「（第十四項において「給与等の支払者」という。）」を加え、「又は増改築等」を「若しくは増改築等」に改め、「部分に限る。」の下に「又は第五項の認定長期優良住宅」を加え、「同項の」を「第一項の」に、「後、当該家

屋」を「後、これらの家屋（当該増改築等をした家屋については、当該増改築等に係る部分。以下この項において同じ。）」に、「六年間」を「十年間」に、「が当該」を「がこれらの」に、「当該家屋を賃貸」を「これらの家屋を賃貸」に、「又は当該」を「又はこれらの」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第八項中「又は増改築等」を「若しくは増改築等」に改め、「部分」の下に「又は第五項の認定長期優良住宅」を、「家屋並びに」の下に「当該居住の用に供した当該認定長期優良住宅並びに」を加え、「六年間」を「十年間」に改め、同項を同条第九項とし、同項の次に次の一項を加える。

10 第一項及び第五項の規定は、居住者が、第一項の居住用家屋若しくは既存住宅又は第五項の認定長期優良住宅をその居住の用に供した日の属する年分又はその翌年分の所得税について第四十一条の十九の四第一項又は第二項の規定の適用を受ける場合には、当該居住者の第一項に規定する十年間の各年分の所得税については、適用しない。

第四十一条第七項中「又は増改築等」を「若しくは増改築等」に改め、「部分」の下に「又は第五項の認定長期優良住宅」を加え、「同項に」を「第一項に」に、「六年間」を「十年間」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「満たすもの」の下に「（第四十一条の十九の

三第一項又は第二項の規定の適用を受けるものを除く。」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 居住者が、国内において、住宅の用に供する長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号）第十条第二号に規定する認定長期優良住宅に該当する家屋で政令で定めるもの（以下この項及び第八項から第十一項までにおいて「認定長期優良住宅」という。）の新築又は認定長期優良住宅で建築後使用されたことのないものの取得（以下この項、第十四項及び次条において「認定長期優良住宅の新築等」という。）をして、これらの家屋を同法の施行の日から平成二十五年十二月三十一日までの間に第一項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合において、当該居住の用に供した日の属する年（以下この項において「居住年」という。）以後十年間の各年（同日以後その年の十二月三十一日まで引き続きその居住の用に供している年に限る。以下この項及び次条において「長期優良住宅特例適用年」という。）において当該認定長期優良住宅の新築等に係る住宅借入金等（以下この項及び次条において「長期優良住宅借入金等」という。）の金額を有するときは、その者の選択により、当該長期優良住宅特例適用年における第一項に規定する住宅借入金等特別税額控除額は、第二項の規定に

かかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額（当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）として、この条、次条及び第四十一条の二の二の規定を適用することができる。

一 居住年が平成二十一年、平成二十二年又は平成二十三年である場合 その年十二月三十一日における長期優良住宅借入金等の金額の合計額（当該合計額が五千万円を超える場合には、五千万円）の一・二パーセントに相当する金額

二 居住年が平成二十四年である場合 その年十二月三十一日における長期優良住宅借入金等の金額の合計額（当該合計額が四千万円を超える場合には、四千万円）の一パーセントに相当する金額

三 居住年が平成二十五年である場合 その年十二月三十一日における長期優良住宅借入金等の金額の合計額（当該合計額が三千万円を超える場合には、三千万円）の一パーセントに相当する金額

第四十一条の二第一項中「又は」を「若しくは」に、「金額が」を「金額又は前条第五項の規定により同条若しくは次条の規定の適用を受ける場合における長期優良住宅借入金等の金額が」に、「当該特例住宅借入金等の金額と当該特例住宅借入金等の金額以外の住宅借入金等の金額とを区分し、当該区分をした

特例住宅借入金等の金額以外の住宅借入金等の金額につき前条第二項各号の規定に準じて計算した」を「次の各号に掲げる住宅借入金等の金額の区分に応じ当該各号に定める」に改め、「と当該区分をした特例住宅借入金等の金額につき同条第三項各号の規定に準じて計算した金額（当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）と」を削り、「同条第二項」を「前条第二項」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 当該特例住宅借入金等の金額 当該特例住宅借入金等の金額につき前条第三項各号の規定に準じて計算した金額
- 二 当該長期優良住宅借入金等の金額 当該長期優良住宅借入金等の金額につき前条第五項各号の規定に準じて計算した金額
- 三 前二号に掲げる住宅借入金等の金額以外の住宅借入金等の金額 当該住宅借入金等の金額につき前条第二項各号の規定に準じて計算した金額

第四十一条の二第二項第五号中「又は平成二十一年」を削り、同号イからへまでの規定中「その年十二月三十一日」を「平成二十年十二月三十一日」に改め、同号トを削り、同項第十三号中「十万元」を「次

に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額」に改め、同号に次のように加える。

イ 平成二十九年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうち平成二十一年、平成二十二年又は平成二十三年居住分に係る長期優良住宅借入金等の金額が含まれる場合 六十万円

ロ 平成二十九年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうち平成二十一年又は平成二十二年居住分に係る長期優良住宅借入金等以外の住宅借入金等の金額が含まれる場合（イに掲げる場合を除く。） 五十万円

ハ 平成二十九年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうち平成二十三年居住分に係る長期優良住宅借入金等以外の住宅借入金等の金額又はその居住年が平成二十四年である認定長期優良住宅の新築等に係る長期優良住宅借入金等の金額が含まれる場合（イ及びロに掲げる場合を除く。） 四十万円

ニ 平成二十九年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうち平成二十四年居住分に係る長期優良住宅借入金等以外の住宅借入金等の金額又はその居住年が平成二十五年である認定長期優良住宅の新築等に係る長期優良住宅借入金等の金額が含まれる場合（イからハまでに掲げる場合を除

く。) 三十万円

ホ 平成二十九年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちに平成二十五年居住分に係る長期優良住宅借入金等以外の住宅借入金等の金額が含まれる場合（イからニまでに掲げる場合を除く。） 二十万円

ヘ 平成二十九年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成二十年である住宅の取得等に係る特例住宅借入金等の金額が含まれる場合（イからホまでに掲げる場合を除く。） 十二万円

ト 平成二十九年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成十九年である住宅の取得等に係る特例住宅借入金等の金額又は平成二十年居住分に係る特例住宅借入金等以外の住宅借入金等の金額が含まれる場合（イからホまでに掲げる場合を除く。） 十万円

第四十一条の二第二項第十三号を同項第十四号とし、同項第十二号ハ中「イ及びロ」を「イからトまで」に改め、同号ハを同号チとし、同号ロ中「イに」を「イからホまでに」に改め、同号ロを同号トとし、同号イ中「場合」の下に「（イからホまでに掲げる場合を除く。）」を加え、同号イを同号ヘとし、

同号にイからホまでとして次のように加える。

イ 平成二十八年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうち平成二十一年、平成二十二年又は平成二十三年居住分に係る長期優良住宅借入金等の金額が含まれる場合 六十万円

ロ 平成二十八年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうち平成二十一年又は平成二十二年居住分に係る長期優良住宅借入金等以外の住宅借入金等の金額が含まれる場合（イに掲げる場合を除く。） 五十万円

ハ 平成二十八年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうち平成二十三年居住分に係る長期優良住宅借入金等以外の住宅借入金等の金額又はその居住年が平成二十四年である認定長期優良住宅の新築等に係る長期優良住宅借入金等の金額が含まれる場合（イ及びロに掲げる場合を除く。） 四十万円

ニ 平成二十八年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうち平成二十四年居住分に係る長期優良住宅借入金等以外の住宅借入金等の金額又はその居住年が平成二十五年である認定長期優良住宅の新築等に係る長期優良住宅借入金等の金額が含まれる場合（イからハまでに掲げる場合を除

く。) 三十万円

ホ 平成二十八年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうち平成二十五年居住分に係る長期優良住宅借入金等以外の住宅借入金等の金額が含まれる場合(イからニまでに掲げる場合を除く。) 二十万円

第四十一条の二第二項第十二号を同項第十三号とし、同項第十一号二中「イから八まで」を「イから十まで」に改め、同号二を同号リとし、同号ハ中「イ及びロ」を「イからトまで」に改め、同号ハを同号チとし、同号ロ中「イに」を「イからへまでに」に改め、同号ロを同号トとし、同号イ中「場合」の下に「(イからニまでに掲げる場合を除く。)」を加え、同号イを同号ホとし、その次に次のように加える。

へ 平成二十七年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちその居住年が平成二十五年で
ある住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額(その居住年が同年である認定長期優良住宅の新築等
に係る長期優良住宅借入金等の金額を除く。以下この項において「平成二十五年居住分に係る長期
優良住宅借入金等以外の住宅借入金等の金額」という。)が含まれる場合(イからホまでに掲げる
場合を除く。) 二十万円

第四十一条の二第二項第十一号にイからニまでとして次のように加える。

- イ 平成二十七年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうち平成二十一年、平成二十二年又は平成二十三年居住分に係る長期優良住宅借入金等の金額が含まれる場合 六十万円
- ロ 平成二十七年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうち平成二十一年又は平成二十二年居住分に係る長期優良住宅借入金等の金額が含まれる場合（イに掲げる場合を除く。） 五十万円
- ハ 平成二十七年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうち平成二十三年居住分に係る長期優良住宅借入金等以外の住宅借入金等の金額又はその居住年が平成二十四年である認定長期優良住宅の新築等に係る長期優良住宅借入金等の金額が含まれる場合（イ及びロに掲げる場合を除く。） 四十万円
- ニ 平成二十七年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうち平成二十四年居住分に係る長期優良住宅借入金等以外の住宅借入金等の金額又はその居住年が平成二十五年である認定長期優良住宅の新築等に係る長期優良住宅借入金等の金額が含まれる場合（イからハまでに掲げる場合を除

く。) 三十万円

第四十一条の二第二項第十一号を同項第十二号とし、同項第十号ホ中「イからニまで」を「イからチまで」に改め、同号ホを同号リとし、同号ニ中「イからハまで」を「イからトまで」に改め、同号ニを同号チとし、同号ハ中「イ及びロ」を「イからハまで」に改め、同号ハを同号トとし、同号ロ中「平成十七年」の下に「又は平成二十五年」を加え、「金額が」を「金額(その居住年が平成二十五年である認定長期優良住宅の新築等に係る長期優良住宅借入金等の金額を除く。）」が」に、「イに」を「イからホまでに」に改め、同号ロを同号へとし、同号イ中「場合」の下に「(イからニまでに掲げる場合を除く。）」を加え、同号イを同号ホとし、同号にイからニまでとして次のように加える。

イ 平成二十六年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうち平成二十一年、平成二十二年又は平成二十三年居住分に係る長期優良住宅借入金等の金額が含まれる場合 六十万円

ロ 平成二十六年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちその居住年が平成二十一年又は平成二十二年である住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額(その居住年が平成二十一年又は平成二十二年である認定長期優良住宅の新築等に係る長期優良住宅借入金等の金額を除く。以下この

項において「平成二十一年又は平成二十二年居住分に係る長期優良住宅借入金等以外の住宅借入金等の金額」という。）が含まれる場合（イに掲げる場合を除く。） 五十万円

ハ 平成二十六年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちに平成二十三年居住分に係る長期優良住宅借入金等以外の住宅借入金等の金額又はその居住年が平成二十四年である認定長期優良住宅の新築等に係る長期優良住宅借入金等の金額が含まれる場合（イ及びロに掲げる場合を除く。） 四十万円

ニ 平成二十六年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちに平成二十四年居住分に係る長期優良住宅借入金等以外の住宅借入金等の金額又はその居住年が平成二十五年である認定長期優良住宅の新築等に係る長期優良住宅借入金等の金額が含まれる場合（イからハまでに掲げる場合を除く。） 三十万円

第四十一条の二第二項第十号を同項第十一号とし、同項第九号ホ中「イからニまで」を「イからトまで」に改め、同号ホを同号チとし、同号二中「イからハまで」を「イからハまで」に改め、同号二を同号トとし、同号ハ中「平成十七年」の下に「若しくは平成二十五年」を加え、「又は」を「（その居住年が

平成二十五年である認定長期優良住宅の新築等に係る長期優良住宅借入金等の金額を除く。）又は「に、「イ及びロ」を「イからホまで」に改め、同号ハを同号ヘとし、同号ロ中「イに」を「イからニまでに」に改め、同号ロを同号ホとし、同号イ中「平成十六年」の下に「平成二十一年又は平成二十二年」を加え、「金額が」を「金額（その居住年が平成二十一年又は平成二十二年である認定長期優良住宅の新築等に係る長期優良住宅借入金等の金額を除く。）が」に改め、「場合」の下に「（イに掲げる場合を除く。）」を加え、同号イを同号ロとし、その次に次のように加える。

ハ 平成二十五年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちその居住年が平成二十三年である住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額（その居住年が同年である認定長期優良住宅の新築等に係る長期優良住宅借入金等の金額を除く。以下この項において「平成二十三年居住分に係る長期優良住宅借入金等以外の住宅借入金等の金額」という。）又はその居住年が平成二十四年である認定長期優良住宅の新築等に係る長期優良住宅借入金等の金額が含まれる場合（イ及びロに掲げる場合を除く。） 四十万円

二 平成二十五年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちその居住年が平成二十四年で